

「富山大学の物品調達等取引に際しての行動方針」に基づく取引先様へのお願い

1 法令の遵守

富山大学に所属する役員及び教職員は、社会の一員であることを自覚し、社会の模範となることを目指し、法令・規則等を遵守することにより、いっさいの不正な取引を排除します。

取引先様にお願ひする事項

- (1) 調達取引にあたり贈賄、談合及び本学役員・教職員との癒着などの誤解が生じることのないよう、ご協力をお願いします。
- (2) 調達取引にあたり、本学の仕様書等による仕様を充分ご確認のうえ、納品等をお願いします。
また、納品等の際、本学の検査に不合格であった場合は、納期までに速やかに交換等をしていただくようお願いします。
- (3) 次の行為が認められた場合は、不正取引と判断し、取引停止の措置を講じますので、ご注意ください。
 - ① 預り金。(本学役員・教職員からの預け金の依頼の承諾。)
 - ② 取引事実と異なる書類の提出。
(例1) 納品していないのに、納品したとして納品書・請求書を提出すること。
(例2) 実際に納品したものと異なる品名で、納品書・請求書を提出すること。
- (4) 取引先様から提出いただく見積書・納品書・請求書等の書類には、必ず日付を記載いただくようお願いします。
会計処理電算システム等をご利用の場合は、当該システムから出力された、日付入りの帳票で提出いただくようお願いします。

主な関連法令等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
[総務省e-GOV](#)
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
[総務省e-GOV](#)
- (3) 国立大学法人富山大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項
<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107014.pdf>

2 公平性の確保

富山大学に所属する役員及び教職員は、富山大学の運営が、国民の皆様の税金である運営費交付金・補助金及び学生納付金等でまかなわれていることを十分に認識し、公平な取引を行います。

取引にあたっては、透明性を確保するため、競争によることを原則とします。競争によらない場合でも、富山大学の規則等に基づくものとし、恣意的な取引は行いません。

取引先様にお願ひする事項

- (1) 本学の調達取引に際し、発注は調達事務担当者が行うこととなっておりますので、ご留意願ひします。
- (2) 本学では、調達取引に際して、透明性・公平性・競争性を確保するため、特定の取引先様が有利となるような仕様書の作成はしないこととしていますので、ご理解願ひします。

主な関連法令等

- (1) 国立大学法人富山大学業務方法書
https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public_01.pdf
- (2) 国立大学法人富山大会計規程
<http://int.u-toyama.ac.jp/hoki02/inkisoku/pdf/0107002.pdf>
- (3) 国立大学法人富山大学契約規則
<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107005.pdf>
- (4) 国立大学法人富山大学契約事務取扱細則
<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107006.pdf>
- (5) 国立大学法人富山大会計組織の事務の一部を処理させる職員等を定める内規
<http://int.u-toyama.ac.jp/kaikei/kisoku/daikou.pdf>
- (6) 国立大学法人富山大学における会計組織等及び代行組織の補助者の職名指定に関する内規
<http://int.u-toyama.ac.jp/kaikei/kisoku/hozyo.pdf>

3 大学運営のパートナー

富山大学に所属する役員及び教職員は、取引先様と対等の立場で取引を行うとともに、大学運営のパートナーとして、相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

取引先様にお願ひする事項

取引先様は、本学と対等の立場であり、本学運営上の大切なパートナーです。

本学の役員・教職員が物品等に関する情報提供を依頼した場合はご協力いただくとともに、賄賂の要求など不当な要求をされた場合には、下記までご連絡願ひします。

○ お問い合わせ先 (監査担当) 076-445-6009

4 環境への配慮

富山大学に所属する役員及び教職員は、世界の共通課題である環境問題への取り組みの一つとして、環境負荷低減に資する製品・サービスを、優先的に購入することに努めます。

取引先様にお願ひする事項

本学では、環境に配慮した物品等を購入するよう努めておりますので、本学の取り組みにご協力をお願いします。

主な関連法令等

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
[総務省e-GOV](#)
- (2) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
[総務省e-GOV](#)
- (3) 国立大学法人富山大学における環境物品等の調達の推進を図るための方針
https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/eco-friendly_R3.pdf

5 経費の効率的執行

富山大学に所属する役員及び教職員は、富山大学の運営が、国民の皆様の税金である運営費交付金・補助金及び学生納付金等でまかなわれていることを十分に認識し、限りある資源を、無駄なく効率的に使用します。

取引先様にお願ひする事項

本学では、国民の皆様の税金等を使用していることに鑑み、仕様に基づき、高品質かつ安価な物品等を購入するよう努めておりますので、本学の取り組みにご協力をお願いします。